

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合正副管理者会議規程

平成27年4月1日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が行う施設整備に関する基本方針及び主要施策等の策定並びに組合行政全般に渡る総合調整を行うために設置される伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合正副管理者会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、管理者及び副管理者（以下「正副管理者」という。）並びに事務局長をもって組織する。

(付議事項)

第3条 会議に付議する事項（以下「付議事項」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備基本計画に関する重要な事項
- (2) 組合議会に提出する議案に関する事項
- (3) 伊豆市佐野区との協定に関する重要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて開催し、管理者が主宰する。

- 2 会議を開催するときは、管理者が第2条に掲げる者を招集する。
- 3 管理者は、必要があると認めるときは、組合を構成する関係市の職員を出席させることができる。
- 4 付議事項について特に緊急を要するため会議を開催する時間的余裕がないときは、持ち回りの方法により、正副管理者の表決を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、事務局において処理する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。